



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年8月28日（金） 第10426号

目 次

ページ

規 則

- 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（文化振興課） 2
- 群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備課） 2

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課） 3
- 家畜伝染病発生報告（農政課） 3
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正（道路管理課） 3

公 告

- 肥料の登録（農政課） 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 4
- 政治団体の異動事項 5
- 政治団体の解散届出 6
- 資金管理団体の名称等 7
- 資金管理団体の異動事項 7
- 資金管理団体の指定の取消し等 7

落 札

- 落札者等の決定（産業技術センター） 8

■ 規 則

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十八日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十三号

群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

一 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和二年群馬県規則第三十六号）第九條第一項第三号

二 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和二年群馬県規則第三十七号）第八條第一項第三号

三 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則（令和二年群馬県規則第三十八号）第七條第一項第三号

四 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和二年群馬県規則第三十九号）第九條第一項第三号

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十八日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六十四号

群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立公園条例施行規則（昭和三十三年群馬県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十條の四第一号中「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八條第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九條の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九條の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にか

かっている旨の証明」を加える。

附 則

1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。

2 改正後の第十條の四（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の敷島公園及び金山総合公園の有料公園施設の利用について適用し、同日前の敷島公園及び金山総合公園の有料公園施設の利用については、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第189号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月28日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名1Fe-LS D）及びその塩類
- (2) N,N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称名Fluetonitazene）及びその塩類
- (3) N,N-ジエチル-2-（2-（[4-（2-メチルプロポキシ）フェニル]メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン（通称名Isobutonitazene）及びその塩類
- (4) N-〔2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル〕-2-メチルプロパン-1-アミン（通称名5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和8年8月28日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第190号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和8年8月28日

群馬県知事 山 本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和8年8月14日	川場村	法令殺

◎群馬県告示第191号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示（平成18年群馬県告示第245号）の一部を次のように改正し、令和8年9月1日から施行する。

令和8年8月28日

群馬県知事 山 本 一 太

1の表県道太田桐生線の項に次のように加える。

太田市吉沢町1641番の1地先から同市同954番の1地先まで

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年8月28日

群馬県知事 山 本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録 第10016号	豆腐かす 乾燥肥料	おから肥料	窒素全量 4.0	該当なし	相模屋食料株式会社 群馬県前橋市鳥取町 123	令和14 年8月1 2日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
久保原修後援会	久保原修	久保原留美	群馬県富岡市岡本813
	令和8年7月28日		
しのだまさる後援会	篠田秀	篠田真弓	群馬県渋川市中村269-12
	令和8年7月6日		
島崎和美後援会	島崎和美	島崎久美子	群馬県藤岡市神田892
	令和8年7月29日		

Teamあやか	萩原綾香	松浦伸明	群馬県前橋市昭和町2-2-9
	令和8年7月1日		
原島寿後援会	原島寿	原島純	群馬県館林市瀬戸谷町2600-35
	令和8年7月6日		
ほしな充洋後援会	保科充洋	保科望	群馬県富岡市一ノ宮1634-3
	令和8年7月21日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第2支部	代表者の氏名	中島浩一	町田則夫	令和8年 7月27日
自由民主党群馬県医師連盟支部	会計責任者の氏名	佐藤雄一	有坂拓	令和8年 7月15日
自由民主党群馬県栄養士連盟支部	主たる事務所の所在地	群馬県前橋市南町1-6-16	群馬県高崎市中室田町5894-3	令和8年 6月27日
	代表者の氏名	伊部敏子	小坂桂子	令和8年 6月27日
	会計責任者の氏名	河野多実子	齋藤智哉	令和8年 6月27日
自由民主党群馬県前橋市第八支部	会計責任者の氏名	山口修	永田智彦	令和8年 7月10日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安中市医師連盟	代表者の氏名	藤巻康喜	本多真	令和8年 6月26日
	会計責任者の氏名	猿谷忠弘	清水龍一	令和8年 6月30日
かまやちさとし群馬後援会	会計責任者の氏名	佐藤雄一	有坂拓	令和8年 7月15日
河村まさたけ後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	令和8年

	(第一号)			1月27日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	河村正剛、衆議院議員	河村正剛、参議院議員	令和8年 1月27日
群馬県医師連盟	会計責任者の氏名	佐藤雄一	有坂拓	令和8年 7月15日
群馬県看護連盟	会計責任者の氏名	藤生裕紀子	柴泉富美子	令和8年 6月27日
群馬県興農政治連盟	代表者の氏名	阿部裕幸	林康夫	令和8年 6月30日
白井けいこ後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第19条の7第1項 第1号及び第2号に係 る国会議員関係政治団 体	令和8年 7月23日
館林市邑楽郡医師連盟	代表者の氏名	小柳富彦	松本恵理子	令和8年 5月28日
	会計責任者の氏名	小柳富彦	松本恵理子	令和8年 5月28日
チームぐんま	政治団体の名称	チームぐんま	市民の力	令和8年 7月10日
	主たる事務所の所在地	群馬県前橋市千代田町 2-7-19	群馬県前橋市朝日町3 -13-8	令和8年 7月10日
	代表者の氏名	鶴田敦	永田智彦	令和8年 7月10日
羽生田たかし群馬後援会	会計責任者の氏名	佐藤雄一	有坂拓	令和8年 7月15日
前橋市医師連盟	代表者の氏名	直田祐子	須田浩充	令和8年 6月30日
山本龍後援会	会計責任者の氏名	山口修	永田智彦	令和8年 7月10日

◎群馬県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

虎ガッチャマン

池田虎正

令和8年7月30日

◎群馬県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
島崎和美	藤岡市議会議員	島崎和美後援会	群馬県藤岡市神田892	令和8年7月29日

◎群馬県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
河村正剛	河村まさたけ後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	令和8年1月27日

◎群馬県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年8月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
白井桂子	白井けいこ後援会	令和8年7月23日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年8月28日

群馬県立群馬産業技術センター所長 小 谷 雄 二

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 EMI レシーバー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町8
84番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社テクノサイエンスジャパン 東京都世田谷区玉川台2-28-5コンド玉
川台
- 5 落札金額 43,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年6月26日